

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館の使用料の還付の決定		
根拠例規及び条項		多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 7 号）第 9 条第 3 項ただし書		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 23 年規則第 35 号）		
	基 準	<p>多治見市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第 11 条に定めるところによる。</p> <p>(1) 使用者の責めに帰さない事由により、使用することができないとき → 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用の日の前日までに使用の許可申請の取消し又は変更を申し出たとき → 既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは当該超える額</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名）</p> <p>協議機関 日（機関名）</p> <p>処分機関 ～3 日</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				